

(一社)群馬労働基準協会連合会 殿

- 申込みは、2枚(申込書(写真・本人確認書類写貼付を忘れずに)、経験年数等証明書)揃えて下記申込先へ郵送してください。
- 受講券(受講番号記載)は受付時に提示してください。
- 外国人の方が受講する場合は、在留カード(又は外国人登録証明書)の写しを添付してください。

※受講番号

写真1枚貼付
縦3.0cm×横2.4cm
裏面氏名を記入し、糊付け
上三分身、脱帽、背景無地
3ヶ月以内撮影

●開講時間に遅延しますと受講できませんので時間厳守で受付願います。

※事務局記入欄

講習日	令和 年 月 日 () ~	午前 時 分 開講	講習会場	
受講者	フリガナ		勢多会館3階 前橋市南町4-30-3 ☎090-4709-3753	
	氏名	男 ・ 女		
	旧姓等の併記の希望 いずれかを○で囲む	有 無	氏名又は通称	
	現住所	〒		※受付日
		携帯 - - FAX - -		※納入日 振・現
		生 年 月 日		※確認者
	昭和 ・ 平成 年 月 日			
勤務先	事業場名	担当者名(部課名)		
	所在地	〒		
	TEL - - FAX - -			
お支払方法	月 日 振込・現金	円× 名分=	円	
受講資格番号	この講習会は法令で「受講資格」が定められています。募集要項の「受講資格別受講申込必要書類等一覧表」「受講資格の内容」欄に対応する「受講資格区分番号」を左記の四角内に記入してください。また、申込書に添付していただく書類は、受講資格ごとに異なります。一覧表を確認して添付漏れのないように注意してください。			
科目免除希望の有無	石綿作業主任者技能講習修了証をお持ちの方は、科目免除(建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識Ⅰ1時間)が受けられます。但し、 <u>修了考査の試験範囲には免除科目も含まれますので注意してください。なお免除に伴う受講料の変更はありません。</u> 記載がない場合は、無として取り扱います。※筆記試験の出題範囲には含まれますので受講をお勧めします。			
有・無				

一般建築物石綿含有建材調査者講習 開催要項の内容を全て確認し、同意の上申し込みます。

年 月 日

氏 名(受講者自署)

〔申込先〕 (一社)群馬労働基準協会連合会 〒371-0805 前橋市南町4-30-3 勢多会館2階 ☎ 027-212-9275
〔振込先〕 夕マチ 群馬銀行 豎町支店 普通預金 No.0575741 一般社団法人群馬労働基準協会連合会

こちらへ貼付して下さい

- 本人確認書類・免許証等の貼付欄
 - ・運転免許証(両面)
 - ・個人番号カード(マイナンバーカード)
- [表側(顔写真が載っている面)のみ]
※個人番号は不要です

※受講受付	第1日	第2日

記載された個人情報につきましては、個人情報の保護に関する法律に従い、修了証発行等労働安全衛生法に基づく事務処理に限定して使用し、他の用途に使用することはありません。

経験年数等証明書（受講者氏名 _____）

- 1 該当する受講資格欄ごとに経験年数等の空白欄内に実務経験等の年数を記載してください。
- 2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けてください。なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。
- 3 経験年数等証明書の他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。別紙3受講資格別受講申込必要書類等一覧表を確認して、添付漏れの無いようご注意ください。

受講資格一覧表

区分番号	受講資格の内容（学歴・職歴・資格等）	経験年数等	
①	労働安全衛生法別表第18条第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	経験年数等の証明は必要ありません。	
②	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を収めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
③	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④に同じ。）、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
④	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者（③に該当するものを除く。）	実務経験	年
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑥	建築に関して11年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律による改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	実務経験	年
⑧	第1種作業環境測定士及び第2種作業環境測定士の資格を有する者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	実務経験	年
⑨	建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験	年
⑩	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有するもの	実務経験	年
⑪	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。	
⑫	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	従事経験	年

建築物石綿含有建材調査者研修会 経験年数等証明書

上記受講資格欄番号（ ）の実務経験又は従事経験は（ ）年以上有することを証明する。

令和 年 月 日

事業場所在地

事業場名

事業者職氏名

㊞